

ニ付其ノ者ノ在學スル間仍之ヲ三年ト
為スコトヲ得

濟



早稻田大學ヲ大學令ニ依リ設立
スルノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

大正九年一月三十日

内閣總理大臣原敬

文甲三

大正九年一月二十七日

内閣書記官

内閣總理大臣

内閣書記官長

別紙文部大臣上奏早稻田大學ヲ大學
令ニ依リ設立スルノ件ハ相當ノ儀ト
被認ニ自裁ヲ經テ左ノ通指令相
成然ルヘシ

指令案

早稻田大學ヲ大學令ニ依リ設立ス

司員

ルノ件上奏ノ通裁可ヲ經タリ

大正九年二月三日

参照

大學令

第八條 公立及私立ノ大學ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ學部ノ設置廢止亦同シ
前項ノ認可ハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フヘシ

文 部 省

東 專 三 四 一 號

財團法人早稻田大學ニ於テ大學令ニ
依リ早稻田大學ヲ設立スルノ件申請
有之審査スル處規模設備大學トシテ
適當ナリト認ム依テ之ヲ認可セントス茲ニ
謹

宸 裁 ヲ 仰 ヲ

大正九年一月二十三日

文部大臣 中 橋 德 五 郎



このコマには文字の不
鮮明な部分がありますか
ら下記の原本をみて下さい

請求番号

2A-11(類)/365

文 部 省

文部省 東專三四一號

別紙早稻田大學ヲ大學令ニ依リ設
立スル件上奏書進達ス

大正九年一月二十三日

文部大臣 中橋徳五郎



内閣總理大臣 原敬 殿

文甲三